

平成十三年六月十四日

最高裁判所規則第六号

建築関係訴訟委員会規則

(設置)

第一条 最高裁判所に、建築関係訴訟委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 最高裁判所の諮問に応じて、民事訴訟事件又は民事調停事件のうち争点若しくは証拠の整理又は裁判をするについて建築の専門的知識経験を必要とするもの(以下「建築紛争事件」という。)の運営に関する共通的な事項を調査審議すること。
- 二 前号に規定する事項に関し、最高裁判所に意見を述べること。
- 三 建築紛争事件の係属する裁判所又は調停委員会(裁判官だけで調停を行う場合における当該裁判官を含む。)の依頼に基づく最高裁判所の求めに応じて、当該建築紛争事件における鑑定人の候補者の選定をすること。
- 四 最高裁判所の求めに応じて、建築紛争事件の解決に有用な知識経験を有する民事調停委員の候補者の選定をすること。

(組織)

第三条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

2. 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第四条 委員及び特別委員は、裁判官、弁護士、建築士等のうち建築紛争事件の解決に有用な知識経験を有する者及び社会生活の上で豊富な知識経験を有する者のうちから、最高裁判所が任命する。

(委員の任期等)

第五条 委員の任期は、二年とする。

2. 委員は、再任されることができる。
3. 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
4. 委員及び特別委員は、非常勤とする。

(委員長)

第六条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2. 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3. 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第七条 委員会に、鑑定人等候補者選定分科会(以下「分科会」という。)を置く。

2. 分科会は、委員会の所掌事務のうち、第二条第三号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。
3. 分科会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。
4. 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
5. 分科会長は、分科会の事務を掌理する。
6. 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7. 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(議事)

第八条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2. 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
3. 前二項の規定は、分科会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、最高裁判所事務総局民事局において処理する。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第八条第三項の規定は、平成十三年十一月一日から施行する。